

## 金浦地区における新たな避難体制の構築について(案)

### 1. 現状の主な課題

#### (1) 笠岡市指定避難所・・・金浦地区関連5施設

- ・避難所が遠く、要配慮者、高齢者は支援がないと避難しづらい。
- ・発災時には避難経路に危険個所があり、要配慮者、高齢者等の夜間の避難は困難
- ・地域的、突発的に災害が発生した場合、或いは危険性が高まった場合は迅速な避難行動が必要となるが、笠岡市指定避難所の開設が遅れ逃げ遅れる恐れがある。

#### (2) 笠岡市地区指定緊急避難場所・・・金浦地区関連5施設、指定避難所と兼ねている

- ・異常な現象の種類に地域特性や過去の教訓が反映されていない。
- ・笠岡市指定緊急避難場所の開設・利用ルール等の住民周知がなく、避難し難い。
- ・夜間、休日は、指定施設は施錠されており緊急避難ができない。

#### (3) 金浦地区災害時緊急避難場所・・・地区毎に58施設・場所を災害種別毎に指定(H28.3)

- ・金浦地区災害時緊急避難場所の定義がなく、緊急避難場所の指定は笠岡市と金浦地区の2とおりがあり、使い分けが理解し難い。
- ・地区災害時緊急避難場所一覧表の配布はされているが、避難ルール等の住民周知がなく、災害時に利用し難い。

### 2. 見直しのスタンス

地震・津波の発生時には、先ずは我が身を守るため、身近な場所に迅速かつ円滑に避難する必要があることから、笠岡市指定緊急避難場所・指定避難所の補完的な施設・場所を金浦地区として独自に指定し、発災時の避難遅れ(逃げ遅れ)ゼロを目指す。

### 3. 金浦地区の新たな避難体制の構築

#### (1) 避難所の扱い

- ア. 笠岡市指定避難所の補完的な場所・施設を、地域で自主的に避難所として指定
  - ・指定施設は各地区で避難行動を行う際の拠点となる集会所等の施設
  - なお、地区指定にあたっては、所有者・管理者の使用許諾が必要
- イ. 各地区指定避難所に備蓄品(発災直後に必要な生活用品類)を確保
  - ・飲料水、非常食、災害用トイレ、毛布・マット等
- ウ. 呼称は、笠岡市の補完的な位置付けのため、届出避難所(仮称)
  - ・笠岡市に事前に届出、笠岡市が「届出避難所(仮称)」として登録

#### (2) 緊急避難場所の扱い

笠岡市指定緊急避難場所の補完的な場所・施設を、地域で自主的に緊急避難場所として指定

- ア. 指定場所・施設は、各地区の安全な公園、グラウンド等広場
  - 道路、駐車場、狭隘場所等は指定から除く
  - 地区指定にあたっては、所有者・管理者の使用許諾が必要
- イ. 指定場所・施設は異常な現象の種類別に使用の適否を判定
- ウ. 呼称は、地区一時(いつとき)避難場所(仮称)

(3)届出避難所(仮称)と地区一時(いつとき)避難場所(仮称)は兼ねることができる

#### 4. 地区指定の届出避難所(仮称)の開設・運営

- (1)各地区の届出避難所は、笠岡市と連携し、自主防災会を中心に地域住民により自主的に開設・運営
- ・笠岡市指定避難所が開設されても継続

#### 5. 地域の防災拠点化による、各地区の支援体制構築

##### (1)地域完結型の備蓄施設

- ア. 各地区の届出避難所(仮称)開設時には生活物資等の搬送等の支援
- イ. 設置場所は、地域特性や災害リスク等考慮し、金浦公民館(笠岡市指定避難所)の隣接地

##### (2)地域の災対支援本部機能

- ア. 笠岡市災害対策本部と連携し、各地区の災害対策本部を支援、また広域災害時には金浦地区災害対策本部を開設
- イ. 支援本部は金浦公民館(笠岡市指定避難所)を予定

##### (3)金浦公民館(笠岡市指定避難所)の地域による自主的な開設・運用

- ア. 各地区の届出避難所(仮称)からの避難者の受け入れ
- イ. 地域的、突発的に災害が発生した場合の迅速な避難者の受け入れ

#### 6. 住民周知

- (1)地区指定の「届出避難所」に、表示板(災害ピクトグラム)を設置し、住民へ周知
- (2)地区指定の「届出避難所(仮称)と一時(いつとき)避難場所(仮称)」一覧表の全世帯配布
- ・掲載内容は、呼称と定義、地区別の指定施設・場所、収容人数等

#### 7. 避難体制と機能の検証・定着

- (1)各地区の自主防災会は避難所運営責任予定者等を対象とした研修を定期的実施
- (2)各地区で地域事情を考慮した、住民参加の避難訓練を定期的実施

#### 8. 地域防災計画への反映(提言)

- (1)指定避難所の開設・運用のスタンス・・・笠岡市に再確認
- ・笠岡市、施設管理者、地域(自主防災会、住民)の共助
  - ・開設責任者は笠岡市で、施設管理者と地域が連携し、開設・運用
  - ・夜間、休日の開設・運用と利用スペースは地域(自主防災会)含め、事前協議
- (2)届出避難所(仮称)の登録制と運用ルール・・・笠岡市と協議
- (3)避難に関する呼称と定義(地域防災計画とHPの整合)・・・笠岡市と協議
- ・笠岡市指定緊急避難場所、指定避難所
  - ・地域指定の「届出避難所(仮称)」、「地区一時(いつとき)避難場所(仮称)」